

統治権と統治権的支配権

FURUSAWA, Naoto / 古澤, 直人

(出版者 / Publisher)

法政大学多摩論集編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

TAMA BULLETIN / 法政大学多摩論集

(巻 / Volume)

40

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

13

(発行年 / Year)

2024-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030428>

統治権と統治権的支配権

古澤直人

問題の限定

統治権的支配権は、佐藤進一氏が武家政権の二元的支配権の一つとして提唱されて以来、日本中世史研究の重要な研究概念となってきた。筆者は、この「統治権的支配権」という概念のもつ問題性について、かつて指摘したことがあるが¹、「統治権」について新たな知見を得たので、これをふまえて、問題を再整理したい。なお、本稿執筆の直接の契機は、佐藤氏没後2019年9月14日に行われた中世史研究会シンポジウム「佐藤進一の軌跡——今、『中世国家』を問う」²において、「統治権の問題について」意見を求められて、発言したことである。「討論記録」を見るかぎり意を尽くしておらず、より詳細な説明が必要であると痛感した。このことが執筆の主たる契機である。なお、統治権の問題については、19世紀以来、憲法学や政治学を中心に膨大な研究史があることは承知しているが³、本稿の問題関心は日本中世史研究における「統治権的支配権」の問題を考えることであり、それにかかわる限りで、研究史に触れることをあらかじめご了解いただきたい。

¹ 拙著『鎌倉幕府と中世国家』（校倉書房、1991年）35頁、192頁、266頁、429頁、439頁、457頁、471頁。

² 『中世史研究』第45号（2020年）に「シンポジウムと討論記録」が掲載されている。

³ 実は統治権の問題は主権の問題とともに、憲法学の分野では19世紀以来の論争のテーマであり、膨大な研究史をもっている。例えば、近年の論稿である西村裕一「日本における主権論——戦前からの視角」（『日本政治学会年報』2019）をみると、「主権（Sovereignty）」という概念ほど、多くの紛糾した問題を起して、第19世紀の法学者や政治理論家たちを絶望的な迷路の中に引き入れた概念はない」と記述している。なお、国会の憲法調査会でも、「明治憲法と日本国憲法に関する基礎的資料（明治憲法の制定過程について）」最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会編、（平成15年5月8日の参考資料）（平成15年5月 衆議院憲法調査会事務局（作成））を作成して、憲法問題を考える上での主要学説を整理しており、部外者には分かりやすい。

一 統治権と主権

本章の主題についても、多くの憲法学の専論があるが⁴、あまりにも錯綜した法学上の研究史に立ち入ることは筆者の能力を超えているので、ここでは素朴な方法で「統治権」について初歩から考えてみたい。まず『日本国語大辞典第2版』（以下『日本国語大辞典』とのみ記す）からその語義を引用したい。

とうち - けん【統治権】《名》国家を統治する権力。すなわち、国民・国土を合法的に支配する権利。主権。

大日本帝国憲法（明治二二年）（1889）四条「天皇は国の元首にして統治権を総攬し」

東京朝日新聞・明治三八年（1905）八月二日「満洲の統治権を清国に還附すること」

ここでは、「統治権」は、「国民・国土を合法的に支配する権利。主権」と記述されている⁵。

この『日本国語大辞典』の統治権の記述について注目すべきは二点である。

第一は、統治権が「主権」と言い換えられている、という点である。

やはり『日本国語大辞典』から「主権」の記述を引用しておく⁶。

しゅ - けん【主権】《名》（英 sovereignty の訳語）

① 国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。

⁴ ごく最近でもズバリとこの両者を主題とした、富永健「明治憲法における主権と統治権」（皇學館大学『日本学論叢 9』2019年）、また嘉戸一将「明治憲法体制創造の論理と立憲主義主権と統治権について」（『アステーション』090、2019年）などがこの両者の問題を主題に掲げて論じている。（『アステーション』の同号では、篠田英朗「『統治権』という妖怪の徘徊」（『アステーション』090、2019年）もこの両者の関係に言及している。戦前の代表的論稿としては、美濃部達吉「統治権及び主権」（『国家学会雑誌』21巻9号）がある。

⁵ この説明は『広辞苑（第7版）』でも、同様であり、「国家を統治する権力。国土・国民を支配する権利。主権」と記述されている。『日本国語大辞典』では「合法的に」という記述がある点が特色となっている。

⁶ 但し、用例は初出のみを挙げた。

統治権と統治権的支配権

*泰西国法論（1868）（津田真道訳）「通国の大権位は他一切小権位の本原なるを以て一箇の特称を設けて之を別ち、之を称して主権と云ひ、此主権を操る人を君主と云ふ」

② 国民および領土を支配する権利。統治権または国権。

*東京朝日新聞 - 明治三七年（1904）三月二四日「満洲に於ける清国の主権及領土保全を尊重し」

③ 事柄の最終的なありかたを決定をする権力。

*二つの手紙（1917）（芥川龍之介）「私が私の視覚の、同時に又私の理性の主権を、殆ど刹那（せつな）に粉碎しようとする恐ろしい瞬間にぶつかったのは」

「統治権」の説明とあわせて比較すると、「主権」の②の意味が、「統治権」の語義と対応することが分かる。さらに『日本国語大辞典』においては、統治権と主権はイコールではなく、主権の意味の一部が統治権の意味を構成していることが知られる。さらに、『日本国語大辞典』では、「主権」の説明末尾に〔語誌〕がつけられ、

「漢籍では、もともと「君主の権力」という意味であったが、一九世紀に中国に渡った宣教師が西洋文明を紹介する漢訳書において国家の権力という近代的な意味に転用した。この影響で、日本でもおもに①の意で用いられた。」

と注意されている。この説明に従えば、主権と統治権は、同じ内容を含みながら、日本では実際には、異なった意味合いで使われることが多かったということになる⁷。

第二に、以上の語義の問題とも密接にかかわり注目されるのが、この用例の年代の問題である。『日本国語大辞典』は、古今の文献を博搜し、その初出用例を掲

⁷ ちなみに、主権と統治権について、英訳すると、いずれも sovereignty（研究社『和英大辞典』など）である。これは、主権という言葉がそもそも sovereignty の訳語としてつかわれるようになったことを考えればこれは自明の問題であるが、ここには後述の如く、いくつかの問題点が含まれている。

げる方針であった⁸。『日本国語大辞典』の用例蒐集を仮に信じるとすれば、「主権」は『泰西国法論』⁹（1868）（津田真道訳）においてはじめて使われ¹⁰、「統治権」はそれに遅れて、大日本帝国憲法（明治22年）（1889）においてつかわれた¹¹。いずれも膨大な西欧の概念の翻訳語として、日本語に導入されたものである¹²。別言すれば、前近代以来の伝統的な日本語の語彙ではない。

気になるのは、「主権」と「統治権」の二十年余の初出用例の時間差である。結論から言ってしまうと、「統治権」は、大日本帝国憲法制定（過程）時に、「主権」とは異なる特定の意味を込めて使用された概念である。

二 「統治権」と「統治」

ところで、「統治権」に先んじて、使用されるようになった翻訳語が「統治」であった。例によって、『日本国語大辞典』によってその説明を引用しよう。

⁸ 私は、『日本国語大辞典』の第2版編集に当たって、編集委員（「記録語部会」）の末席につらなっていたので、『日本国語大辞典』が膨大な時間をかけて初出用例を集めていく作業を踏まえていることを、身を以て知っているつもりである。

⁹ 『泰西国法論』は「西洋近代法学全般の概説で日本人の書いた最初の法学通論。」であり、「第一巻は総論で国の主権以下公法学を概説し、第二巻は国家論、第三巻は政体論でこれを多頭政治と一頭政治に分け、さらに藉士の制（封建制）・盟邦（連邦）合邦を解説、第四巻は憲法論で憲法の内容、国会の構成、立法などの説明で西洋憲法に関する最初の解説書である。」（『日本史文献解題辞典』吉川弘文館、2000年）。

¹⁰ 『泰西国法論』は、「ドイツ法学紹介の源流であると同時に、津田の訳文は、民法・物権・債権などの法学上の訳語を創案して、西洋法学の移植に多大の貢献をした」（前掲『日本史文献解題辞典』）とされるから、「主権」の訳語が津田によって訳出された可能性は高いと言えるだろう。

¹¹ 事実の上で正確に言えば、その制定過程、明治21年2月の草案においてである。この点、成沢光『政治のことば』（平凡社、1984年、233頁）参照。なおこの点は、憲法学や政治学では常識に属するだろう。西村裕一氏は明確に、「主権」という用語は津田真道『泰西国法論』（1868年）に早くも登場している（前掲『日本政治学会年報』2019年）と指摘している。

¹² 「主権」の場合は、中国に渡った宣教師が西洋文明を紹介する漢訳書でつかったという『日本国語大辞典』の「語義」欄に従えば、日本人による翻訳語ではなく、宣教師の漢訳語の輸入という可能性も考えられる。

統治権と統治権的支配権

とう - ち【統治】

〔名〕すべおさめること。主権者が国土・人民を治めること。

* 西国立志編（1870 - 71）（中村正直訳）

「外より統治（（注）シハイ）せらるることに由て生ずるところの利害は」
…（中略）…

* 書経伝 - 益稷「（咸建五長）以相統治、以獎帝室」

『日本国語大辞典』では、統治を「すべおさめること」と単純に和語でいいかえ、主権者（天皇）の行為として「国土・人民を治める」という訳を当てている。日本の用例としては明治3年の西国立志編を挙げ「統治」に「シハイ」と（ヨミの）注を記している¹³。用例としては、古代中国古典の例を（第3例に）挙げているが、日本の用例としては、明治以降に使われた用例であると推察され、大日本帝国憲法第1条の用例がもっとも有名であろう。「統治」という言葉について史料を博捜し、詳細な考察を行った成沢光氏は、「「統治」は、いわば近代語であって、近代天皇制の成立と共に新たな意味内容を盛られたのちに一般化した語なのである」¹⁴と指摘している。

統治および統治権について、大日本帝国憲法とその半官製解説書である伊藤博文・井上毅『憲法義解』¹⁵（実質は井上の起草とされる¹⁶）（以下『義解』と略す）によって、概観してみよう。

統治および統治権について記述があるのは、

- (1) 憲法前文〔上論〕と『義解』の前文
- (2) 次に憲法一条と一条の『義解』（①と略表記する）、

¹³ この点、『広辞苑』（第七版）では、「統（す）べおさめること。主権者が国土および人民を支配すること。また、国や自治体の政治・行政活動の総称。」と説明しており、国以外に自治体の政治・行政活動を入れている点に特色がある。

¹⁴ 成沢光「統治——日本における語の用法について」（『日本政治学会編・政治学の基礎概念』岩波書店、1981年）のち加筆のうえ、『政治の言葉』（平凡社、1984年）に所収。

¹⁵ 伊藤博文著・宮沢俊義校注『憲法義解』（岩波書店、2019年）。以下『義解』と略す。

¹⁶ 校注者宮沢俊義は、「この両義解は主として井上毅の筆になると一般には伝えられている」（『義解』237頁）と記しており、解説の坂本一登は「『憲法義解』の実質的な著者は井上である」（『義解』245頁。）としている。

(3) 憲法四条と四条の『義解』（㊦と略表記する）である。

必要な部分を抜書きして示し、順次解釈してみたい。

(1) (上諭) 大日本帝国憲法)

〔上諭（抜粋）〕…（前略）…^a 国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ ^b 朕及朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ条章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ……（下略）…

前文（『義解』）

恭て按ずるに、^c 天皇の宝祚はこれを祖宗に承け、これを子孫に伝ふ。国家統治権の存する所なり。而して憲法に殊に大権を掲げてこれを条章に明記するは、^d 憲法に依て新設の義を表するに非ずして、固有の国体は憲法に由てますます鞏固なることを示すなり。

『憲法義解』前文は、憲法の本文に先立つ「告文」「憲法発布勅語」「(上諭)」に逐次対応したものではないが、井上のいわんした枢要なる部分が凝縮されている。

すなわち、国家統治の大権、天皇の位がなにより歴史（祖宗）に由来するものであることである（a/c/d）¹⁷。そして、以後歴代天皇は、この憲法によって大権を行使するのだが（b）、それは憲法により新設したものではない。言い換えれば、これまでである国体を示すものだとする。『義解』の稿本では、「『国家統治権』の代わりに『国家主権』とあった」と注されており¹⁸、「主権」が起草過程で意識的に「国家統治権」と書き換えられたことが知られる¹⁹。

(2) 憲法第一条

大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

㊦ 恭て按ずるに、^e 神祖開国以来、時に盛衰ありといへども、世に治乱ありと

¹⁷ 原理的にいえば、「憲法以前においてすなわち肇国のときにおいて、皇祖の神勅によって定まったのであるという建前であったのである。」（石井良助『天皇 天皇の生成および不執政の伝統』山川出版社、1982年）295頁。

¹⁸ 前掲『義解』20頁。

¹⁹ 成沢光『政治の言葉』（平凡社、1984年）223頁。

いへども、皇統一系宝祚その隆は天地と与に窮なし。^f 本条首めに立国の大義を掲げ、我が日本帝国は一系の皇統と相依て終始し、古今永遠に亘り、一ありて二なく、常ありて変なきことを示し、以て君民の関係を万世に昭かにす。

^g 統治は大位に居り、大権を統べて国土および臣民を治むるなり。 古典に天祖の勅を挙げて「瑞穂の国は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就て治せ」と云へり。また神祖を称へたてまつりて「始御国天皇」と謂へり…（中略）…その後「御大八洲天皇」と謂ふを以て詔書の例式とはなされたり。^h いはゆる「しらす」とは即ち統治の義にほかならず。 けだしⁱ 祖宗その天職を重んじ、君主の徳は八洲臣民を統治するに在て一人一家に享奉するの私事に非ざることを示されたり。 ^j これ乃ち憲法の拠て以てその基礎と為す所なり。（下略）……

一条の解釈も、上論および前文の繰り返しおよび敷衍である。天皇の位が天壤無窮であり（e）、日本の歴史が常に天皇とともにあった（f）、とする。次に、「大権を統べて」すなわち、天皇が国土・人民を支配する諸権限を一手に手にすると解説する。ここで、「統」を統べてと読んでいることに注意したい。「臣民を治むるなり（g）」の「治」は、「オサム」と「シラシ（むる）」の両様の解釈ができようが、「皇孫就て治せ」から類推すると、「シラシ（むる）」が妥当であろう。そして、次の段落で「統治」は古語で言う「しらす」にほかならない（h）と記していることとあわせ考えると、「統治」は、『義解』においては「統べ治らす」ものであったと解釈される。「しらす」が原初的には「神の意志によって治める」²⁰であったことを前提にすると、井上の理解では、「統治」はすなわち、日本の（人民や諸権限）を統合し、（神勅以来の神の意志によって）支配する、という意味になろう。そしてこの「統治」は臣民全体の（共同利益の）ためのものであって、私的利益を享受するものではない。（i）。この点が憲法が（天皇統治権を）基礎とする所以だ（j）としているのである。

²⁰ 石井良助、前掲『天皇』72頁。

次に第4条の注釈をみていきたい。

(3) 第四条

天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総覽シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

④ 恭て按ずるに、^k統治の大権は天皇これを祖宗に承け、これを子孫に伝ふ。

^l立法・行政百揆の事、およそ以て国家に臨御し、臣民を綏撫する所の者、一に皆これを至尊にすべてその綱領を攬らざることなきは、譬へば、人身の四支百骸ありて、而して^m精神の経絡はすべて皆その本源を首脳に取るが如きなり。故にⁿ大政の統一ならざるべからざるは、あたかも人心の忒三なるべからざるが如し。ただし憲法を親裁して以て君民俱に守るの大典とし、その条規に遵由して愆らず遺れざるの盛意を明かにしたまふは、即ち、自ら天職を重んじて世運と俱に永遠の規模を大成する者なり。^oけだし統治権を総覽するは主権の体なり。憲法の条規に依りこれを行ふは主権の用なり。^p体有りて用無ければこれを専制に失ふ²¹。用有りて体無ければこれを散慢に失ふ²²。

4条の解説も、「統治の大権が歴史に由来する」という、上論および前文の繰り返しおよび敷衍からはじまっている（k）。そして次に、(天皇が)「統治権ヲ総覽」という章句を解説する。すなわち天皇は立法権・行政権すべてにわたってその肝要な部分に関与するのだが、それはあたかも、身体が四肢や多数の骨に分かれて

²¹ この憲法4条に対して、美濃部達吉はこう述べている。「ただ憲法実施の後には統治権の行使は憲法に依って一定の制限を設けられて居って、憲法の条規に従ってのみ統治権を行わせるるのであります。これが立憲政治の専制政治と異って居る所以でありまして、天皇の統治権にこの如き制限があるがために、我が国は立憲政体の国たるのであります」（『憲法講話』岩波書店、2019年、86頁、初出1912年）

²² 『義解』のこの後には（附記）として、以下の説明がある。「欧洲輓近政理を論ずる者の説に曰く、国家の大権大別して二となす。曰く、立法権・行政権。而して司法の権は実に行政権の支派たり。三権おのおのその機関の輔翼に依りこれを行ふこと一に皆元首に淵源す。けだし国家の大権はこれを国家の覚性たる元首に総べざれば、以てその生機を有つこと能はざるなり。憲法は即ち国家の各部機関に向て適當なる定分を与へ、その経絡機能を有たしむる者にして、君主は憲法の条規に依りてその天職を行ふ者なり。故に彼の羅馬に行はれたる無限権勢の説は固より立憲の主義に非ず。而して西暦第十八世紀の末に行はれたる三権分立して君主は特に行政権を執るの説の如きは、また国家の正当なる解義を謬る者なり、と。この説は我が憲法の主義と相發揮するに足る者あるを以て、これを附記して以て参考に対つ。」

統治権と統治権的支配権

いても、精神の源はみな脳一つだ、として、天皇を日本国の脳にあたるものと記している（1）。言い換えれば立法権・行政権その他すべての権限を統合するものとして天皇の存在が指定されている。そしてさらに、天皇の政治が統一を保っているのは、人の心が1つであることと同じだ（m）、としている。

しかし後段では「主権」概念を用いて、この統治権を限定する。つまり、「統治権を総覧」というのは主権の形式面であり。憲法の条規にのっとって「統治権」を行使するのは主権の運用面である（n）。形式のみで（憲法の）運用がなければ、専制政治となってしまう、運用だけあって形式がなければ統一性を失う、というのである（o, p）。すなわち、井上らの理解では、天皇が「統治権を総覧」しても憲法に準拠するという運用面によって、（明治憲法下の政治は）専制政治ではなくなる、というのであろう。

以上の検討を小括しておこう。

- (1) 「統治」は、『義解』においては「統^すべ^し治らす」であったこと
- (2) 統治権の根源は歴史（神勅および万世一系の歴史）に由来すること
- (3) 天皇の統治権は、行政・立法など諸権限および国土を統合するものであること
- (4) 「統治権を総覧」するのは天皇支配の形式面であったこと

以上を確認して、次に「統治権的支配権」の問題に進みたい。

三 統治権と統治権的支配権

前章では、翻訳語としての「統治権」が、明治憲法（制定過程）において、日本の天皇支配の特殊性（その理念型）に密着した、特定の意味内容をもって導入されたということを論じた（以下この意味での「統治権」を統治権《原義》とする²³）。

²³ この「統治権」《原義》は、かつて網野善彦氏が指摘した「共同体の自然的本源的権利を一身に体现した、いわば全共同体の首長としての天皇の「大地と海原」に対する支配権に淵

筆者はこれまで統治権の語義に関する以上のような経緯についてほとんど注意を払ってこなかった。素朴に、「国家を統治する権力。すなわち、国民・国土を合法的に支配する権利。主権。」（前掲『日本国語大辞典』）という長い時間を経て抽象化され理念化された語義（以下この意味での「統治権」を統治権《抽象》とする）を前提に考えてきたのである。

しかし、統治権の以上の《原義》と《抽象》に注意して問題を捉え返すと、「統治権的支配権」の問題も、従来と異なった整理が可能である。従来の筆者の整理と重複するところがあるが、時系列的に考えていきたい。

佐藤進一氏がはじめて「統治権的性質」に言及されたのは、1960年の論文「室町幕府開創期の官制体系」²⁴においてである。ここで、

「尊氏は武士に対する軍事指揮権と行賞権を、直義は民事裁判権・所領安堵権をそれぞれ掌握している。これをより抽象化して言えば、尊氏の権限は主従制的支配権であり、直義の方は支配領域内の財産権を保障する権限であって、多分に統治権的性質²⁵をもつ」

という要約をされていた。

ここでは直義の権限として「民事裁判権・所領安堵権」を例示して、それを「多分に統治権的性質をもつ」と記されている²⁶。中心は裁判権である。ここで、前提とされているのは、明らかに「統べ治らす」という天皇支配権ではない。つまり《原義》ではなくて《抽象》としての統治権を前提にしている。ただし統治権的性質と「的」が入っているために、意味の広がりが曖昧化されている。

源を持つ」（網野『日本中世の非農業民と天皇』（岩波書店、1984年、97頁）と重なるものであろう。

²⁴ 佐藤進一・石母田正『中世の法と国家』（東京大学出版会、1960年）のち、佐藤進一『日本中世史論集』（岩波書店、1990年）217頁。

²⁵ 「統治権的支配権」については、新田一郎氏による専論「統治権的支配」（『日本歴史』700号、2006年、58頁～67頁）がある。関連する近年の業績としては、亀田俊和「足利尊氏・直義の「二頭政治論」を再検討する」（『初期室町幕府研究の最前線』洋泉社、2018年）、および東島誠「幕府論」のための基礎概念序説」（『立命館文学』660、2019年）がある。

²⁶ 天皇制に厳しい姿勢をとり続けた佐藤進一氏が、なぜ、理念系としての分析概念として、天皇支配権という意味合いが濃厚な「統治権」（的支配権）を使用したのか不明である。

統治権と統治権的支配権

次に、「統治権的支配権」をはっきりと「主従制的支配権」に對置した1963年「室町幕府論」では以下のように記されている²⁷。

直義の握る統治権的支配権は、その中心をなす裁判権を見れば明らかなように、支配領域内の人びとの争いを、^a 第三者の立場から、裁判という形式で調停し、それによって、かれらの権利を保障する権能であって、^b 公的かつ領域的な支配権である。…（中略）…

このような将軍権力の二元性は、前にも触れたように、室町幕府の創設に始まるものでも、また当時の特殊な事情によるものでもなく、前代の鎌倉幕府においてすでに見られるところであって、その創始者である源頼朝が、諸国の御家人に対して主従制的支配権を主張し、その主張の形式的根拠を、右近衛大将について征夷大將軍という王朝国家の職名に求めると同時に、^c 東国に對して一定の公的かつ領域的な支配権を主張し、かつ王朝国家からこれを容認され、ついで^d 日本全国に對しても同じ性質の支配権を取得した事実がこれを示す。…（中略）…

以上のように、将軍は^e もともと、私的・個別的・人格的な主従制的支配権と、公的・領域的な統治権的支配権とをもっており、前者はその性質上、将軍の身にそなわる権能であり、武士政権の首長の生命ともいべきものである（下略）

直義の握る「統治権的支配権」は、裁判権であり（a）、公的かつ領域的支配権（b）であるから、これは統治権《抽象》の意味を前提にしているといつてよいだろう。これに対し、王朝国家から「容認」され（c）、「取得」した（d）、「公的かつ領域的な支配権」は、文脈からいって「統治権的支配権」にほかならないのだが、これは、頼朝が王朝国家からこれを「容認され」（東国）、「取得した」（日本全国）ものとされている。王朝国家からの授權とは、畢竟すれば天皇支配権の授權である。とすれば、この頼朝が取得した権限は「天皇が統べ治らす」という統治権《原義》の色合いを濃厚に帯びたものと考えられる。そして最後に、佐藤

²⁷ 佐藤進一「室町幕府論」（『岩波講座 日本歴史』7、中世3、1963年）、のち、前掲『日本中世史論集』118頁。

氏が、将軍がもともと「主従制的支配権」と「統治権的支配権」をもっている（e）、と要約されるとき、将軍の有する「統治権的支配権」は、必然的に王朝国家から授権されたもの、という論理構成とならざるをえないものと思われる。

かつて筆者は、以上の「室町幕府論」の記述に関連し、前述「室町幕府開創期の官制体系」の記述と比較して、「この二つの論文の記述の間には、実は《重大な飛躍》があったのではないだろうか」と指摘し、さらに（主従制的支配権と統治権的支配権の）「両者を並列させたのは、本来論理レベルの違うものの抽象化だったといわざるをえない」と批判したことがある²⁸。それは「支配権」として両者を並立させることの問題性を指摘したものであった。しかし、本稿で言及してきたことを前提にすると、別の見方が可能である。

すなわち、佐藤氏における「飛躍」は、裁判権を中心に直義の行使した統治権（《抽象》）的支配権を、王朝国家から授権された将軍（頼朝）の統治権（《原義》）的支配権とダイレクトにつなげたところに問題があったように思われるのである²⁹。さらにこの点は、筆者の次の指摘とも密接に関わる。すなわち、「直義の行使した裁判権を中核とした「統治権的支配権」は、…（中略）…それ自体鎌倉時代をつうじて歴史的に形成されたものであって、頼朝以来所与の権限として存在したのではない点が重視されなければならないと考える」³⁰。足利直義の行使した権限は、御成敗式目制定や鎌倉幕府の裁判権行使を通じて歴史的に形成されたもので、頼朝の授権した「統治権的支配権」とは質的に違うという点に注意した記述であるのだが、それが、統治権という用語がもっている語義の変化と関わっていたものでもあったのである。

²⁸ 拙著『鎌倉幕府と中世国家』（校倉書房、1991年）458～459頁。

²⁹ すなわち、「国土・国民を合法的に支配する権限」という抽象化された統治権の用例に慣れたわれわれは、「統治権」が歴史に根ざす天皇支配と不可分離の関係で導入された事情を忘れてちなのではないだろうか。

³⁰ 前掲拙著、459頁。

結び

本稿の論旨を要約してまとめたい。

統治権は一般に「国民・国土を合法的に支配する権利。主権。」として理解され、「主権」と重なり、言い換え可能な概念として一般に用いられている。「主権」「統治」「統治権」は、いずれも膨大な西欧の概念の翻訳語として、日本語に導入されたものだが、「主権」「統治」が（日本の用例としては）明治初年に導入されたのに対し、「統治権」は、大日本帝国憲法制定過程で、「主権」とは異なる特定の意味を込めて「主権」から書き換えられた概念である。憲法制定者の意思を反映すると思われる『憲法義解』によれば、「統治」（統べ治らす）はすなわち、日本の（人民や諸権限）を統合し、（神勅以来の神の意志によって）支配する、という意味内容であり、「統治権」は、「大権を統べて」すなわち、天皇が国土・人民を支配する諸権限を一手に手にする概念である。

以上の経緯を重視すれば、「統治権」は、天皇支配権と不可分離の関係で導入された概念であり、その点を忘れるべきではない。

佐藤進一氏の理論化された、将軍がもともと有した公的・領域的な統治権的支配権とは、王朝国家から「容認」され、「取得」した上記の統治権すなわち天皇支配権（の一部）であると考えられる。しかし、理論化の前提となった足利直義の権能は、理念化され抽象化された「統治権」概念であって、それ自体裁判権を中心に鎌倉時代を通じて形成された「支配権」である。

以上をふまえて結論すれば次のとおりである。足利尊氏の権限と対比された足利直義の権限を「統治権的支配権」と「統治権」《抽象》の意味内容をつかって概念化することは問題がない。ただ、それを将軍がもともともっていた「統治権的支配権」と一般化したのは、誤まれる議論の一般化であったと思われる。